

住民基本台帳ネットワークシステム ・ 住民票コード等の利用について

平成 21 年 5 月
総務省自治行政局

住民基本台帳制度

～住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)～

住民に関する各種の事務処理の基礎

- ・ 住民の居住関係の公証（閲覧や写しの交付）
- ・ 選挙人名簿の登録
- ・ 国民健康保険・介護保険・国民年金の被保険者の資格や児童手当の受給資格の確認
- ・ 学齢簿の作成
- ・ 生活保護及び予防接種に関する事務

等

住民の住所に関する届出の簡素化

住民に関する記録の正確かつ統一的な管理

・ 住民の利便性の向上

・ 国及び地方公共団体の行政の合理化

○ 住民基本台帳の主な記載事項

- | | | |
|-------------------------------|-----------|-------------|
| ・ 氏名 | ・ 出生の年月日 | ・ 男女の別 |
| ・ 世帯主の氏名、世帯主との続柄（世帯主についてはその旨） | | ・ 戸籍の表示 |
| ・ 住民となった年月日 | ・ 住所 | ・ 住所を定めた年月日 |
| ・ 従前の住所 | ・ 転入届の年月日 | ・ 住民票コード |

等

※ 住民票コードとは、市町村長が記載する11桁のコード。無作為の番号であり、住民はいつでも変更を請求できるもの。

住民基本台帳ネットワークシステム

住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、**全国共通の本人確認**ができるシステムを構築。**電子政府・電子自治体の基盤**として不可欠。

